

令和6年度職業訓練指導員試験（職業訓練指導員免許取得試験）のご案内



この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員免許を取得するために行う資格取得試験であり、東京都職員（職業訓練指導員）の採用試験ではありません。

職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験（指導方法、系基礎学科、専攻学科）の4つの試験で構成されます。全てに合格すると、都道府県への申請により職業訓練指導員免許が交付されます。

天災その他の事情により公共交通機関に大規模な運休が見込まれる場合は、当該試験の延期・中止等を行う場合があります。延期・中止の場合等、試験に関する情報は「TOKYOはたらくネット」の「指導員試験」のページ（<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/shidouin/shiken.html>）に掲載いたします。最新の情報を常に確認いただきますようお願いいたします。

1 実施職種

① 理容科、美容科

・実技試験及び学科試験（指導方法、系基礎学科、専攻学科）を実施

② 上記①以外の免許職種

・学科試験（指導方法）のみ実施

※「指導方法」のみの受験をお申込みいただけるのは、下記の方に限ります。

・P5の表2に記載の資格等をお持ちの方

・P6の表3に記載の技能検定（1級又は単一等級）合格証書をお持ちの方

・P4の表1に記載の受験資格を満たす方で、実技試験の全部、系基礎学科、専攻学科の3科目全てが免除になる方

2 試験日時及び試験場所

① 理容科、美容科を受験する場合

試験区分		日時	場所	備考	
全職種 共通	学科 試験	令和7年1月12日(日) 10時～11時 説明開始 9時45分	東京工科大学蒲田キャンパス3号館 (大田区西蒲田5-23-22) JR蒲田駅西口 徒歩10分	予備日:※1 令和7年1月19日(日) (時刻・場所は同一)	
理容科 美容科	学科 試験	系基礎 学科	令和7年1月27日(月) 10時～11時15分 説明開始 9時45分	都立中央・城北職業能力開発センター 板橋校 人材育成プラザ (板橋区舟渡2-2-1) JR浮間舟渡駅 徒歩5分	予備日:※1 令和7年1月29日(水) (時刻・場所は同一)
		専攻 学科	令和7年1月27日(月) 11時30分～12時30分 説明開始 11時20分		
	実技 試験	令和7年1月27日(月) 13時45分～ 説明開始 13時30分			

※1 公共交通機関に大規模な運休が予想される場合などに、試験を延期する場合の予備日。

② 上記①以外の免許職種を受験する場合

試験区分		日時	場所	備考
学科 試験	指導方法	令和7年1月12日(日) 10時～11時 説明開始 9時45分	東京工科大学蒲田キャンパス3号館 (大田区西蒲田5-23-22) JR蒲田駅西口 徒歩10分	予備日:※1 令和7年1月19日(日) (時刻・場所は同一)

※1 公共交通機関に大規模な運休が予想される場合などに、試験を延期する場合の予備日。

3 受験資格

・本紙P1「1実施職種」及びP4～P6の表1～3をご参照ください。

・ただし、次に掲げる者は試験を受験することはできません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験科目

試験職種	実技試験科目	学科試験科目
全職種共通	—	指導方法(職業訓練原理 教科指導法 訓練生の心理 生活指導及び職業訓練関係法規) ※参考図書「12訂版 職業訓練における指導の理論と実際」(一般財団法人 職業訓練教材研究会 発行)
理容科	理容	系基礎学科 ①理容・美容技術概論(器具取扱い 基礎技術) ②衛生管理(公衆衛生 環境衛生 感染症 衛生管理技術) ③保健(人体(頭部・顔部・頸部)の構造や機能 皮膚や皮膚付属器官の構造・機能・保健衛生・疾患) ④化粧品化学 ⑤運営管理(経営・労務管理 接客法) ⑥安全衛生(産業安全 労働衛生 労働災害 関係法規) 専攻学科 ・理容理論(文化論 理容技術理論 関係法規・制度)
美容科	美容	系基礎学科 理容科①～⑥と同じ 専攻学科 ・美容理論(文化論 美容技術理論 関係法規・制度)

5 受験申請手続き

【電子申請の場合】

受付期間内に下記HPに掲載の申請ページよりお申し込みください。受験手数料や受験申請に必要な書類は下記(2)及び(3)をご参照ください。詳細は受付期間前にHPに掲載いたします。

(HP:「TOKYOはたらくネット」の「指導員試験」のページ)

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/shidouin/shiken.html>

【郵送申請の場合】

下記(2)及び(3)に記載の必要書類等を、受付期間内に(4)に記載の提出先へ簡易書留で郵送してください。封筒の表面に朱書きで「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と記入してください。

※ 郵送申請の場合は、専用の受験申請書用紙の入手が必要です。詳細は(3)提出書類をご覧ください。

※ 電子申請または郵送以外の申請方法(窓口へ持参等)を希望される場合は、必ず申請書の提出前に担当へご連絡ください。

(1) 受付期間

令和6年10月16日(水)～10月22日(火) (郵送の場合は左記期間内の消印有効)

※ 受付期間を過ぎたものは受理できません。

※ 申請書等の内容について、確認させていただく場合がございますので、(4)に記載の担当より連絡があった場合は、速やかにご連絡ください。連絡が取れない場合、受験申請を受理できない場合があります。

(2) 受験手数料及び資格審査手数料

- ・受験手数料及び資格審査手数料は、下記の通りです(受験する試験科目により異なります)。
- ・郵送申請の場合は郵便局にて必要金額の普通為替又は定額小為替を購入し、申請書等と一緒に郵送ください。
※ 為替証書の購入手数料は自己負担となります。また、指定受取人欄等にはなにも記入しないでください。
- ・電子申請の場合の納付方法や納付期限等は別途ご案内いたします。
- ・納付された手数料は原則として返還いたしません。

区 分		手数料額	
受験手数料	理容科、美容科を受験する場合	実技試験及び学科試験(系基礎学科・専攻学科・指導方法)を受験 ※1	18,900円
		実技試験のみを受験	15,800円
	学科試験(系基礎学科・専攻学科・指導方法)のみを受験 ※1	3,100円	
	上記以外の職種を受験する場合	学科試験(指導方法)を受験 ※2	3,100円
資格審査手数料	全免許職種	実技試験及び学科試験(指導方法含む)の全てが免除の場合(他免許職種の職業訓練指導員免許所持者で、今回受験申請する免許職種に対応する技能検定1級合格者など) ※2	2,000円

※1 学科試験(系基礎・専攻・指導方法)のうち1つのみを受験の場合でも、3つ全てを受験する場合でも、同一料金となります。

※2 同時に複数免許職種分の受験申請をされる場合でも、必要な手数料は手数料額欄に記載の金額となります。

(3) 提出書類（郵送申請の場合）

- ① 受験申請書（写真票、試験結果通知書、受験票、裏面の履歴書含む）
 - ※ 黒または青のボールペンで記入（消せるボールペン不可）
 - ※ 申請書は、専用の用紙が必要です。申請書等の入手方法・記入例については下記HPを参照
[https:// www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/shidouin/shiken.html](https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/shidouin/shiken.html)
 - ※ 用紙は切り離したり、折り曲げたりせずにそのまま送付してください。
- ② 本人確認書類のコピー（A4用紙にコピー。運転免許証等、氏名・住所・生年月日がわかるもの。）
- ③ 写真2枚（縦4cm×横3cm、申請前6か月以内に撮影した上半身、正面無帽の写真で裏面に免許職種・氏名を記入。申請書および写真票に貼りつけること。）
- ④ 受験資格及び免除資格を証する書類（下表参照）
 - ※ コピーを提出するものは、全て種類毎にA4用紙にコピーして提出

必要書類	卒業証明書または 修了証明書（原本）	履修(成績)証明書 (原本)	特別履修証明書 (原本)	実務経験証明書 (原本)※2	職業訓練指導員 試験一部合格証書 (コピー)	技能検定合格証書 (コピー)	該当資格の免許証や 試験合格証書等 (コピー)
受験・免除資格							
実務経験者（実務経験のみ）				○			○※7
(免許職種に関する学科以外の) 高等学校又は中等教育学校卒業生	○			○			○※7
(免許職種に関する学科について) 大学・短大・高校・各種学校卒業生	○	○	○※1	○			○※7
職業訓練指導員試験一部合格者 (受験される免許職種のものに限り)					○		
技能検定合格者（表3参照）						○	
他の資格の所持者（表2参照）※3				△※4			○
職業能力開発校卒業生	○	○	△※5	△※6			

- ※1 受験申請前に「免許職種に関する学科を修めているか」事前審査が必要となります。審査に時間がかかる場合がありますので、お早めに担当まで問い合わせください。
理容科・美容科を受験の方で、高等学校又は中等教育学校以上の卒業生で5年以上の実務経験を有する方は不要。
- ※2 実務経験証明書の様式は、HPよりダウンロードできます。
- ※3 すでに他の職業訓練指導員免許をお持ちの方を含む。
- ※4 P5（表2）記載の免許職種のうち「介護サービス科」については、免除資格に実務経験が定められている場合のみ、提出が必要です。
- ※5 修了された課程・学科によって、特別履修証明書の提出が必要な場合があります。審査に時間がかかる場合がありますので、お早めに担当まで問い合わせください。
- ※6 P4（表1）受験資格に、受験に必要な実務経験年数が定められている場合のみ、提出が必要となります。
- ※7 「理容科」を受験の方は、理容師免許証の写し、「美容科」を受験の方は、美容師免許証の写しが必要です。

(4) 申請先及び問い合わせ先（郵送申請の場合の書類送付先）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎21階
 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 宛
 問い合わせ先TEL： 03-5320-4717

※郵送の場合は、封筒の表面に朱書きで「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と記入してください。

(5) 受験票の発行

- 12月中旬ごろまでに、受験申請書に記載の住所に郵送いたします。
 ※ 住所が変更になった場合や、12月末になっても受験票が届かない場合は担当までご連絡ください。

6 合格者の発表及び合格証書の交付

- ・令和7年2月12日（水）に「TOKYOはたらくネット」
 （<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/monodukuri/sikaku/shidouin/shiken.html>）に合格者の受験番号を掲載いたします。また、受験者全員に試験結果通知書を郵送いたします。
 - ・合格者には「職業訓練指導員試験合格証書」を、実技試験又は学科試験の科目のいずれかのみ合格者には、「職業訓練指導員試験一部合格証書」を、試験結果通知書と共に郵送いたします。
- ※電話での試験結果の問い合わせには一切お答えできません。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、以下の要領で開示することができます。
 希望される方は、事前に雇用就業部能力開発課技能評価担当までご連絡ください。

開示請求できる方	開示期間	開示内容	開示場所	必要なもの
受験者本人のみ (代理人不可)	合格発表の日から1か月間 土日祝日を除く 午前9時～午後4時30分 事前に担当までご連絡ください。	学科試験、実技試験 それぞれの総合得点	東京都産業労働局 雇用就業部能力開発課	・受験票又は合格証書 ・身分証明書（運転免許証等）

8 合格者の職業訓練指導員免許交付申請

合格者の方には、合格証書の交付と一緒に、免許の交付申請方法をご案内いたします。
 (他道府県に在住の方は、お手数ですが、住所地を所管する道府県にお問い合わせください。)

9 別表

(表1) 受験資格及び免除範囲 (職業能力開発促進法施行規則より抜粋)

受験資格		受験に必要な実務経験年数	免除範囲				
			実技	学科			
				指導方法	系基礎	専攻	
職業能力開発促進法によるもの	長期課程の指導員訓練修了者	1年					
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者	1年					
	指導員養成課程の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年					
	職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了者で、既に他の指導員免許を受けた者	1年					
	短期養成課程の指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)	1年	合格と認められる科目について免除				
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了者 (職業能力開発総合大学校の長が認める者)※1	—	合格と認められる科目について免除				
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者	0年			免除	免除	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者	1年			免除	免除	
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	2年					
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)修了者	3年					
学校教育法によるもの	大学において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年			免除	免除	
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年					
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年			免除	免除	
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年					
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業生	5年					
	厚生労働大臣指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	3年			
			3年制	2年			
	高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制	4年				
		3年制	3年				
実務経験のみ		8年					
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者(表3参照)		0年	免除		免除	免除	
免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路接続」「バルコニー施工」合格者		0年					
免許職種に関し技能検定2級合格者		0年	免除				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者		—	免除				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(指導方法)に合格した者		—		免除			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者		—			免除		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち専攻学科)に合格した者		—				免除	
職業訓練指導員試験において学科試験(関連学科のうち系基礎学科)に合格した者(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科のみ)※1		—			免除		
免許職種と同一系の職業訓練指導員免許を受けた者※1		—		免除	免除		
免許職種と同一系でない職業訓練指導員免許を受けた者※1		—		免除			
(表2)に掲げる他の法令により試験の免除を受けることができる者		(表2)参照					

- ・「免除」は免除される範囲を示します。
 - ・受験に必要な実務経験は、受験する免許職種に関するものかつ、受験資格を満たしてからの実務経験年数となります。
 - ・技能検定職種の「電子回路接続」「バルコニー施工」は、試験免除の対象にはなりません。
- ※1 別途、受験する免許職種について受験資格を有している必要があります。

(表2) 他の法令による受験資格及び免除範囲 (主なもの)
(職業能力開発促進法施行規則 別表11の3より抜粋)

免許職種	試験の免除を受けることができる者	免除範囲			
		実技	学科		
			指導方法	系基礎	専攻
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除		免除	免除
電子科	電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者	免除		免除	免除
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除		免除	免除
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	免除		免除	免除
航空機整備科	航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	免除		免除	免除
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	免除		免除	免除
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	免除		免除	免除
電気通信科	電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者	免除		免除	免除
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	免除		免除	免除
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成十五年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	免除		免除	免除
介護サービス科	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法による保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号の規定(※1)に該当するもの ・ 保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者 ・ 保健師助産師看護師法による准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの ・ 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定(※1)に該当するもの ・ 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であつて、同号の規定(※1)に該当するもの ・ 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定(※1)に該当するもの ・ 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士登録証を有する者 ・ 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定(※1)に該当するもの ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定(※1)に該当するもの 	免除		免除	免除
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	免除		免除	免除

注 「免除」は免除される範囲を示します。この表に掲載されていない免許資格は、職業能力開発促進法施行規則別表11の3をご覧ください。

※1 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号について

三年以上介護等の業務に従事した者であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの。

(いわゆる介護福祉士実務者研修修了者で、介護に関して3年以上の実務経験が必要です。)

(表3) 免許職種と技能検定職種の対応 (職業能力開発促進法施行規則 別表11の2)

免許職種	検定職種
建築物設備管理科	ビル設備管理
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
さく井科	さく井
鉄鋼科	金属溶解
鋳造科	
鋳造科	鋳造, 粉末冶金, ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理, 金属材料試験
機械科	機械加工, 非接触除去加工, 金型製作, 仕上げ 機械検査, 機械保全, 油圧装置調整 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図
塑性加工科	金属プレス加工, 工場板金
塑性加工科	建築板金
建築板金科	
塑性加工科	鉄工
造船科	
構造物鉄工科	
鉄道車両科	
金属表面処理科	めっき, アルミニウム陽極酸化処理
機械科	切削工具研削
製材機械科	
電子科	電子回路接続 ※1, 電子機器組立て 半導体製品製造
電気科	電気機器組立て
メカトロニクス科	シーケンス制御
電子科	自動販売機調整
電気科	
鉄道車両科	鉄道車両製造・整備
時計科	時計修理
光学ガラス科	光学機器製造
光学機器科	
自動車製造科	内燃機関組立て
内燃機関科	
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空調和機器施工
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製

免許職種	検定職種
木工科	機械木工, 家具製作, 建具製作
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	ブリプレス, 印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形, 強化プラスチック成形
石材科	石材施工
パン・菓子科	パン製造, 菓子製造
麺科	製麺
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造, 酒造
建築科	建築大工, 枠組壁建築, バルコニー施工 ※2
枠組壁建築科	
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官, タイル張り
築炉科	築炉
ブロック建築科	ブロック建築, エーエルシーパネル施工
畳科	畳製作
配管科	配管
住宅設備機器科	
建設科	型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工
床仕上げ科	
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工, ガラス施工
建築科	サッシ施工
サッシ・ガラス施工科	
さく井科	ウエルポイント施工
土木科	
電気科	電気製図
化学分析科	化学分析
公害検査科	
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
インテリア科	表装
表具科	
塗装科	塗装, 塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
工業包装科	工業包装
写真科	写真
日本料理科	調理
中国料理科	
西洋料理科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
フラワー装飾科	フラワー装飾

※1 技能検定職種の「電子回路接続」は試験免除の対象にはなりません。

※2 技能検定職種の「バルコニー施工」は試験免除の対象にはなりません。

その他本表に記載のない、名称変更又は廃止されている技能検定職種については、下記までお問い合わせください。

10 問合せ先

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 技能評価担当

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階

TEL 03-5320-4717



TOKYOはたらくネット
職業訓練指導員試験のご案内

